

設計委託契約書

1 件 名

2 契約金額

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(うち取引に係る消費税額)

3 契約期間

から
まで

4 契約保証金

5 前払金

6 契約確定日

委託者 東京都板橋区

代表者 東京都板橋区長 坂本 健

受託者 住所

氏名 印

東京都板橋区は、上記設計（関係図書の作成を含む。）を上記金額で委託するについて、委託者東京都板橋区を甲とし、受託者を乙として裏面の条項により契約を締結する。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書（標準仕様書及び特記仕様書又は委託仕様書及び特記事項をいう。以下同じ。）及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及び設計図書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書に記載する契約期間（以下「契約期間」という。）内に完了して、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は第8条に規定する乙の代理人若しくは主任技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の代理人若しくは主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲と乙との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った当該指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務に関する工程表の提出)

- 第3条 乙は、この契約締結後速やかに設計図書に基づいて業務に関する工程表（以下「工程表」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して工程表の修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により契約期間又は設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日以後」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及びこの契約を履行する上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 乙は、成果物（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権の全て（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 乙は、次項から第6項までの場合において、甲に対して著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙

の承諾なく自由に公表することができる。

- 4 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 5 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のために必要又は望ましいと認めてその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 6 乙は、成果物（この契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 7 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2第1項に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

- 第6条 乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主要部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の主要部分のほか、甲が設計図書において指定した部分がある場合は、当該部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 乙は、前2項で指定した業務の部分以外の業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
 - 4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせる者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠権の実施の承諾等）

- 第7条の2 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、委託者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

（代理人及び主任技術者）

- 第8条 乙は、この契約の履行に関し業務の管理及び統括を行う代理人を定めた場合は、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。代理人を変更したときも、同様とする。
- 2 代理人は、この契約の履行に関し業務の管理及び統括を行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。ただし、乙は、自己の有する権限のうちこれを代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
 - 3 乙は、設計図書に基づき、業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。
 - 4 代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

（照査技術者）

- 第9条 乙は、設計図書に基づき、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めた場合は、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第3項に規定する主任技術者を兼ねることができない。

（地元関係者との交渉等）

- 第10条 地元関係者との交渉等は、設計図書の定めによるものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

（土地又は建物への立入り）

- 第11条 乙が調査のために第三者が所有する土地又は建物に立ち入る場合において、当

該土地又は建物の所有者等の承諾が必要なときは、設計図書に定める場合を除き、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

(主任技術者等に対する措置請求)

第12条 甲は、代理人、主任技術者、照査技術者、乙の使用人又は第6条第3項の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項について決定し、その結果を甲に通知しなければならない。

(履行報告)

第13条 乙は、この契約の履行について甲に報告しなければならない。この場合において、設計図書に報告の内容その他報告の時期等について定めがある場合には、当該設計図書の定めに従い甲に報告するものとする。

(貸与品等)

第14条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第15条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲と乙との協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、乙が当該不適合又は当該甲の指示が適切ではないことを知りながらこれを甲に対し通知しなかったときは、この限りでない。

(条件変更等)

第16条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 第1条第1項に定める設計図書を構成する図面、標準仕様書若しくは委託仕様書、特記仕様書若しくは特記事項及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、前項に定める調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があると認めるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を乙に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、甲は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第17条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第19条において「設計図書等」という。)の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙

に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 18 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、乙の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第 19 条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、契約期間又は契約金額を変更しなければならない。

(適正な契約期間の設定)

第 19 条の 2 甲は、契約期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

(乙の請求による契約期間の延長)

第 20 条 乙は、その責めに帰すことができない事由により契約期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に契約期間の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、契約期間を延長しなければならない。甲は、その契約期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による契約期間の短縮等)

第 21 条 甲は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があると認めるときは、契約期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 前項の場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約期間の変更方法)

第 22 条 契約期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第 23 条 契約金額の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(臨機の措置)

第 24 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、緊急かつやむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめ、甲の意見を聴かななければならない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとつた措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合、甲は、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分について負担する。

(一般的損害)

第 25 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うに当たり生じた損害（次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 27 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険、賠償責

任保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 26 条 業務を行うに当たり第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（火災保険、賠償責任保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（火災保険、賠償責任保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 4 前 3 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第 27 条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲と乙のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される乙が既に業務を完了した部分（以下この条及び第 46 条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険、賠償責任保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち、契約金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（1）業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する契約金額相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2）仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具（ただし、この契約書に基づく業務と同種同等の業務を行う際に使用するものとしてその性能、品質等が通常妥当と認められるものを基準とする。）について、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 複数回にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 回目以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「契約金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（契約金額の変更）に代える設計図書の変更）

第 28 条 甲は、第 7 条、第 15 条から第 21 条まで（第 19 条の 2 を除く）、第 24 条又は第 25 条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合に迫いて、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図

書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(検査及び引渡し)

- 第 29 条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
 - 3 前項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しを完了したものとする。
 - 4 乙は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前 3 項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

- 第 30 条 乙は、前条第 2 項（同条第 4 項の規定により準用される場合を含む。）の検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。
 - 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項（同条第 4 項の規定により準用される場合を含む。）の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約保証金)

- 第 31 条 乙は、契約書に記載の契約保証金を納付した場合において、契約金額が増額となるときは、変更後の契約金額の 10 分の 1 の額と既納保証金額との差額を甲の請求により納入しなければならない。また、契約金額が減額となるときは、変更後の契約金額の 10 分の 1 の額と既納保証金額との差額の返還を請求することができる。ただし、契約金額が増額となる場合で、既納保証金が未払の契約金額の 10 分の 1 以上あるときは、乙は更なる納入を要しない。
- 2 甲は、第 29 条第 2 項（同条第 4 項の規定により準用される場合を含む。）の完了検査に合格したとき、又は第 43 条第 1 項、第 44 条若しくは第 44 条の 2 の規定によりこの契約が解除されたときは、乙の請求により、当該請求があった日から 30 日以内に契約保証金を返還する。
 - 3 甲は、契約保証金について、利息を付さない。
 - 4 受託者が、契約保証金の納付に代えて、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約（以下「契約保証金に代わる履行保証保険契約」という。）を締結する場合又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証（以下「契約保証金に代わる担保」という。）を受ける場合は、当該保険契約及び保証は第 46 条の 2 第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第 32 条 甲は、第 29 条第 3 項又は第 37 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 甲は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

- 第 33 条 甲は、契約書で前払金の支払を約した場合において、乙が保証事業会社と契約書記載の契約期間を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、3 億円を限度とし、乙の請求により、契約金額の 30 パーセントの額（10 万円未満の端数は切り捨てる。）を前払金として支払う。
- 2 乙は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（甲が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を甲に提出した上で、前払金の請求をしなければならない。
 - 3 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第 1 項の前払金を支払う。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

- 第 34 条 甲は、前条第 1 項の規定により前払金の支払いをした後、契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、甲の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることがある。

- 2 乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。
- 3 乙は、甲から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、甲が指定する日までに返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

（保証契約の変更）

- 第35条 乙は、前条第1項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前条第2項の規定により、前払金の追加払を請求しようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出した上で、請求しなければならない。
 - 3 乙は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合には、直ちに甲に代わりその旨を保証事業会社に通知するものとする。

（前払金の使途制限及び返還）

- 第36条 乙は、前払金を業務に必要な経費以外の支払に充ててはならない。
- 2 乙は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに甲に返還しなければならない。
 - 3 乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金を支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

（部分払）

- 第36条の2 甲は、設計図書で部分払を約した場合において、業務の完了前に、乙が既に業務を完了した部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）について、乙の部分払請求を相当と認めるとき（設計図書において、乙の部分払請求回数について制限を定めた場合は、その回数の範囲内で相当と認めるとき。）は、乙の立会いの上、既履行部分を確認するための検査を行い、乙の請求により、検査に合格した既履行部分に相応する契約金額相当額（以下「既履行部分の代価」という。）の10分の9以内の額で、甲が定める金額を支払うことができる。この場合においては、第30条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 2 前項の既履行部分の代価は、甲が定める。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、第33条の規定により前払金が支払われている場合の部分払の額は、次の式により算定する額以内で甲が定める金額とする。

$$\text{部分払の額} \leq \text{既履行部分の代価} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$$

（部分引渡し）

- 第37条 成果物について、甲が設計図書により業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第29条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第30条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第29条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第30条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
 - 3 前2項の規定により準用される第30条第1項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る契約代金は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する契約金額」及び第2号中「引渡部分に相応する契約金額」は、甲が定める。
 - (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る契約代金

$$\text{指定部分に相応する契約金額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$$
 - (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る契約代金

引渡部分に相応する契約金額×(1-前払金額/契約金額)

(前払金等の不払に対する乙の業務中止)

- 第38条 乙は、甲が第33条又は第37条において準用される第30条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて当該支払を請求したにもかかわらず支払わないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第39条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項において乙が負うべき責任は、第29条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 4 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 5 乙が契約不適合の履行の追完に応じないときは、甲は、乙の費用負担でこれを修補することができる。なお、これによって乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(契約不適合責任期間等)

- 第39条の2 甲は、引き渡された成果物に関し、第29条第3項又は第4項(第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第40条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間満了後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から違約金を徴収して契約期間を延長することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額から第37条の規定による検査に合格した指定部分

及び引渡部分に相応する契約金額相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じた額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（甲の催告による解除権）

第 41 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 契約期間内に業務が完了しないとき、又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 主任技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第 39 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第 41 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定に違反し、契約委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないうでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第 44 条又は第 44 条の 2 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 42 条 第 41 条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（協議解除）

第 43 条 甲は、業務が完了するまでの間は、第 41 条及び第 41 条の 2 の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の催告による解除権）

第 44 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第44条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第17条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第18条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条の3 第44条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除等の効果)

第45条 この契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、既履行部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該指定部分及び引渡部分を除くものとする。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下「既履行部分契約代金」という。）を乙に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分契約代金は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除等に伴う措置)

第46条 業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、第33条の規定による前払金の支払いがあったときは、乙は、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を甲の指定する日までに返還しなければならない。この場合においては、第34条第4項の規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の完了前にこの契約が解除された場合等で、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金の支払いがあったときは、甲は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分契約代金から控除するものとする。なお、乙は、受領済みの前払金の額に余剰があるときは、甲の指定する日までに、当該余剰額を甲に返還しなければならない。この場合においては、第34条第4項の規定を準用する。
- 3 乙は、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、現場調査業務を実施した場合に、業務の完了前にこの契約が解除された場合等においては、作業現場に乙が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第6条第3項の規定により、乙から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等を負担しなければならない。
- 6 第3項及び第4項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、第41条、第41条の2、第46条の2第2項第2号又は同条第3項の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第43条、第44条又は第44条の2の規定により契約が解除されたときは甲と乙とが協議して定めるものとする。
- 7 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第46条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (2) 第41条又は第41条の2の規定により、成果物の引き渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第41条又は第41条の2の規定により成果物の引き渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引き渡し前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号及び第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第41条の2第7号及び第9号から第11号の規定によるときはこの限りではない。

(乙の損害賠償請求等)

第46条の3 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第30条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する利率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を甲に請求することができる。

(賠償の予定)

第47条 乙は、第41条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、甲に対して賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第41条の2第11号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第48条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(紛争の解決)

第49条 この契約書において甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった

ときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲と乙との間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停によりその解決を図る。

- 2 甲又は乙は、前項に規定する調停の手續を経た後でなければ、同項の甲と乙との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起をすることができない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、代理人、主任技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争及び乙の使用人又は乙から業務を委任され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争については、第 12 条第 2 項の規定により乙が決定を行った後でなければ、甲及び乙は、前 2 項の調停又は訴えの提起をすることができない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 50 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約外の事項）

第 51 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第 52 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

以上

上記契約の証として、本証書 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保有する。